

報告すべき障害福祉サービス等事業の収益及び費用の内容と各会計基準上の勘定科目との対応関係

1. 社会福祉法人会計基準

報告すべき収益・費用の内容	対応する会計上の勘定科目
1. 障害福祉サービス等事業収益	サービス活動増減による収益における、 <u>障害福祉サービス等事業の自立支援給付費、障害児施設等給付費等の収益、利用者負担金、補足給付費、特定費用の収益、その他の収益の障害福祉分(補助金事業収益(公費)、補助金事業収益(一般)除く)</u>
うち自立支援給付費等収益	サービス活動増減による収益における、 <u>障害福祉サービス等事業の自立支援給付費、障害児施設等給付費等の収益、補足給付費の収益</u>
うち利用者負担金等収益	サービス活動増減による収益における、 <u>利用者負担金、特定費用の収益</u>
2. 障害福祉サービス等事業費用	サービス活動増減による費用(国庫補助金等特別積立金取崩額除く)
人件費	サービス活動増減による費用における、 <u>人件費(派遣職員費除く)</u>
うち給与	サービス活動増減による費用における、人件費のうち、以下の合計額 ・職員給料 ・職員賞与 ・賞与引当金繰入 ・非常勤職員給与
うち役員報酬	サービス活動増減による費用における、人件費のうち、 <u>役員報酬、役員退職慰労金及び役員退職慰労引当金</u>
うち退職給付費用	サービス活動増減による費用における、人件費のうち、 <u>退職給付費用</u>
うち法定福利費	サービス活動増減による費用における、人件費のうち、 <u>法定福利費</u>
業務委託費	サービス活動増減による費用における、以下の合計額 事務費のうち、 <u>業務委託費</u> 人件費のうち、 <u>派遣職員費</u>
うち給食委託費	—
減価償却費	サービス活動増減による費用における、 <u>減価償却費</u>
水道光熱費	サービス活動増減による費用における、事業費のうち、以下の合計額 ・水道光熱費 ・燃料費 サービス活動増減による費用における、事務費のうち、以下の合計額 ・水道光熱費 ・燃料費
その他の費用	サービス活動増減による費用における、「人件費」、「業務委託費」、「減価償却費」、「水道光熱費」の項目として報告したもの及び国庫補助金等特別積立金取崩額を除くもの
うち材料費	サービス活動増減による費用における、事業費のうち、以下の合計額 ・給食費 ・介護用品費 ・医薬品費 ・診療・療養等材料費
うち給食材料費	サービス活動増減による費用における、事業費のうち、 <u>給食費</u>
うち研修費	サービス活動増減による費用における、事務費のうち、 <u>研修研究費</u>
うち本部費	—
うち車両費	サービス活動増減による費用における、事業費のうち、 <u>車両費</u>
うち控除対象外消費税等負担額	—
3. 事業外収益	以下の合計額 ・サービス活動増減による収益における、 <u>補助金事業収益(公費)、補助金事業収益(一般)</u> ・サービス活動外増減による収益 ・サービス活動増減による費用における、 <u>国庫補助金等特別積立金取崩額(正の額として換算)</u> ・サービス活動増減による収益における、 <u>経常経費寄付金収益</u>
うち受取利息配当金	サービス活動外増減による収益における、 <u>受取利息配当金収益</u>
うち運営費補助金収益	サービス活動増減による収益における、 <u>障害福祉サービス等事業収益のうち、補助金事業収益(公費)、補助金事業収益(一般)</u>

うち施設整備補助金収益	サービス活動増減による費用における、 <u>国庫補助金等特別積立金取崩額</u> (正の額として換算(注1))
うち寄付金	サービス活動増減による収益における、 <u>経常経費寄付金収益</u>
4. 事業外費用	<u>サービス活動外増減による費用</u>
うち借入金利息	サービス活動外増減による費用における、 <u>支払利息</u>
5. 特別収益	<u>特別増減による収益</u>
6. 特別費用	<u>特別増減による費用</u>
7. 法人税、住民税及び事業税負担額	—

(注1) 社会福祉法人会計基準上、「国庫補助金等特別積立金取崩額」は費用として取り扱われているところであるが、本制度においては便宜上、「事業外収益」として取り扱う

2. 病院会計準則

(※)本通知のⅢの2にあるとおり、「医業・介護収益」「医業・介護費用」に係る事項を含め、報告に当たっては、障害福祉サービス等事業に係る事項のみを対象とすることを基本とする。ただし、医療・介護に係る事業を併せて実施する事業所にあつては、別添3に掲げる事項(医療における事業収入及び延べ在院者数、外来患者数、介護サービスにおける事業収益及び延べ利用者数)について併せて報告がある場合には、当該事業に係る部分について、除外せずに報告しても差し支えないものとする。

報告すべき収益・費用の内容	対応する会計上の勘定科目
1. 障害福祉サービス等事業収益	医業・介護収益
うち自立支援給付費等収益	医業・介護収益の、障害福祉サービス等事業の自立支援給付費、障害児施設等給付費等の収益、補足給付費の収益
うち利用者負担金等収益	医業・介護収益の、障害福祉サービス等事業の利用者負担金、特定費用の収益
2. 障害福祉サービス等事業費用	医業・介護費用
人件費	医業・介護費用における、給与費
うち給与	医業・介護費用における、給与費のうち、以下の合計額 ・給料 ・賞与 ・賞与引当金繰入額
うち役員報酬	—
うち退職給付費用	医業・介護費用における、給与費のうち、退職給付費用
うち法定福利費	医業・介護費用における、給与費のうち、法定福利費
業務委託費	医業・介護費用における、委託費
うち給食委託費	医業・介護費用における、委託費のうち、給食委託費
減価償却費	医業・介護費用における、設備関係費のうち、減価償却費
水道光熱費	医業・介護費用における、経費のうち、水道光熱費
その他の費用	医業・介護費用のうち、「人件費」、「業務委託費」、「減価償却費」、「水道光熱費」の項目として報告したものを除くもの
うち材料費	医業・介護費用における、材料費
うち給食材料費	医業・介護費用における、材料費のうち、給食用材料費
うち研修費	医業・介護費用における、研修研究費のうち、研修費
うち本部費	医業・介護費用における、経費のうち、本部費配賦額
うち車両費	—
うち控除対象外消費税等負担額	医業費用における、経費のうち、控除対象外消費税等負担額
3. 事業外収益	医業・介護外収益
うち受取利息配当金	医業・介護外収益における、受取利息及び配当金
うち運営費補助金収益	医業・介護外収益における、運営費補助金収益
うち施設整備補助金収益	医業・介護外収益における、施設設備補助金収益
うち寄付金	—
4. 事業外費用	医業・介護外費用
うち借入金利息	医業・介護外費用における、支払利息
5. 特別収益	臨時収益
6. 特別費用	臨時費用
7. 法人税、住民税及び事業税負担額	法人税、住民税及び事業税負担額

3. NPO法人会計基準

(※)本通知のⅢの2にあるとおり、報告に当たっては、障害福祉サービス等事業に係る事項のみを対象とすることを基本とする。ただし、医療・介護に係る事業を併せて実施する事業所にあつては、別添3に掲げる事項(医療における事業収入及び延べ在院者数、外来患者数、介護サービスにおける事業収益及び延べ利用者数)について併せて報告がある場合には、当該事業に係る部分について、除外せずに報告しても差し支えないものとする。

報告すべき収益・費用の内容	対応する会計上の勘定科目
1. 障害福祉サービス等事業収益	事業収益
うち自立支援給付費等収益	事業収益の、障害福祉サービス等事業の自立支援給付費、障害児施設等給付費等の収益、補足給付費の収益
うち利用者負担金等収益	事業収益の、障害福祉サービス等事業の利用者負担金、特定費用の収益
2. 障害福祉サービス等事業費用	事業費
人件費	事業費における、人件費(福利厚生費を除く)
うち給与	事業費における、人件費のうち、以下の合計額 ・給料手当 ・臨時雇賃金 ・ボランティア評価費用 ・通勤費
うち役員報酬	事業費における、人件費のうち、役員報酬
うち退職給付費用	事業費における、人件費のうち、退職給付費用
うち法定福利費	事業費における、人件費のうち、法定福利費
業務委託費	事業費における、その他経費のうち、業務委託費
うち給食委託費	—
減価償却費	事業費における、その他経費のうち、減価償却費
水道光熱費	事業費における、その他経費のうち、水道光熱費
その他の費用	事業費及び管理費のうち、「人件費」、「業務委託費」、「減価償却費」、「水道光熱費」の項目として報告したもの及び、支払利息並びに為替差損を除くもの
うち材料費	—
うち給食材料費	—
うち研修費	事業費における、その他費のうち、研修費
うち本部費	管理費(支払利息、為替差損を除く)
うち車両費	事業費における、その他経費のうち、車両費
うち控除対象外消費税等負担額	—
3. 事業外収益	経常収益のうち、事業収益を除くもの
うち受取利息配当金	経常収益における、その他収益のうち、受取利息
うち運営費補助金収益	—
うち施設整備補助金収益	—
うち寄付金	経常収益における、受取寄付金(資産受贈益、施設等受入評価益、ボランティア受入評価益を除く)
4. 事業外費用	事業費のうち、その他経費における、支払利息、為替差損 管理費のうち、その他経費における、支払利息
うち借入金利息	事業費のうち、その他経費における、支払利息 管理費のうち、その他経費における、支払利息
5. 特別収益	経常外収益
6. 特別費用	経常外費用
7. 法人税、住民税及び事業税負担額	—

4. 企業会計原則、その他

(※)前記1～3の会計基準を採用されている事業者においても、どの項目に含めるか判断に迷う場合は、以下を参考にされたい。

報告すべき収益・費用の内容	対応する会計上の勘定科目
1. 障害福祉サービス等事業収益	売上高、役務収益、事業収益
うち自立支援給付費等収益	売上高、役務収益、事業収益の、障害福祉サービス等事業の自立支援給付費、障害児施設等給付費等の収益、補足給付費の収益
うち利用者負担金等収益	売上高、役務収益、事業収益の、障害福祉サービス等事業の利用者負担金、特定費用の収益
2. 障害福祉サービス等事業費用	売上原価、役務原価、販管費、事業費
人件費	給与に係る費用
うち給与	職員に支払う俸給、諸手当及び賞与
うち役員報酬	役員(評議員を含む)に支払う報酬、諸手当
うち退職給付費用	職員に対する退職一時金、退職年金等(将来の退職給付のうち、当該会計期間の負担に属する金額)
うち法定福利費	法令に基づいて法人が負担する健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料等の費用
業務委託費	洗濯、清掃、夜間警備及び給食(給食材料費を除く)など事業所の業務の一部を他に委託するための費用、人材派遣会社に支払う金額
うち給食委託費	委託費のうち、給食を他に委託するための費用
減価償却費	固定資産の減価償却費
水道光熱費	電気、ガス、水道、灯油、重油等の費用
その他の費用	売上原価、役務原価、販管費、事業費のうち、「人件費」、「業務委託費」、「減価償却費」、「水道光熱費」の項目として報告したものを除くもの
うち材料費	利用者給食の食材、介護用品、医薬品、診療材料、衛生材料の消費額
うち給食材料費	利用者給食のための食材及び食品の費用
うち研修費	役員・職員に対する教育訓練に直接要する費用
うち本部費	本部会計を設けた場合の、一定の配賦基準で配賦された本部の費用
うち車両費	乗用車、送迎用自動車等の燃料費、車両検査等の費用
うち控除対象外消費税等負担額	仮払い消費税のうち、仕入控除の対象外となった金額(税抜会計の場合のみ計上)
3. 事業外収益	営業外収益(通常の事業以外の活動から経常的に発生する収益)
うち受取利息配当金	預貯金、有価証券、貸付金等の利息及び出資金等に係る配当金等の収益
うち運営費補助金収益	事業の運営に係る補助金、負担金の収益
うち施設整備補助金収益	施設設備に係る補助金、負担金のうち、当該会計期間に配分された金額
うち寄付金	経常経費に対する寄付金
4. 事業外費用	営業外費用(通常の事業以外の活動から経常的に発生する費用)
うち借入金利息	設備資金借入金、長期運営資金借入金及び短期運営資金借入金の利息、及び支払リース料のうち利息相当額
5. 特別収益	特別利益
6. 特別費用	特別損失
7. 法人税、住民税及び事業税負担額	法人税、住民税及び事業税